

=====
コンテンツ (No.19)

今回は、専利法改正をはじめ以下の内容でお届けいたします。

- 1．専利法改正動向
 - 2．中国専利 15 周年展開催される
 - 3．中国の偽造行為に関する報告書
 - 4．ソフトウェアの低価格化によるニセモノ対抗策
 - 5．渉外専利事務所が増加
 - 6．1999 年十大ニセモノの取締案件
 - 7．人民日報 HP (日本語版) 知財関連記事
 - 8．セミナーのお知らせ
-

1．専利法改正動向

これまで、国務院レベルで検討されていた専利法改正案は 3 月 31 日に国務院での検討が終了し、国務院から全人大常務委員会に提出された模様。現段階の見通しでは、2000 年半ばに全人大常務委員会での審議を終了し、法律として公布される見込みである。

2．中国専利 15 周年展開催される

4 月 1～5 日まで、北京市の中国人民革命軍事博物館において中国専利 15 周年展が開催され、6 日には人民大会堂において 15 周年を祝う座談会も開催された。展覧会では、1985 年の専利法施行から今日までの専利制度の発展の状況をパネル等で展示するとともに、各地方の専利制度活用の状況を紹介するブースも設置された。また、展示と併設された専利技術の売買市場では、5 日間で成約額が 12 億元に達した。(詳細は以下の人民日報日本語版 HP 参照)

●専利法実施 15 周年座談会開催

<http://web1.peopledaily.com.cn/j/2000/04/07/newfiles/a1220.html>

中国専利成果展の成約額が 12 億元

<http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/04/06/newfiles/a1300.html>

3．中国の偽造行為に関する報告書

中国で活動しているニセモノ対策の企業連合 (CACC) の Position Paper の日本語訳である「中華人民共和国における偽造行為に関する報告書」が、4 月 25 日発行予定の AIPPI(2000) Vol.45, No.4 に掲載されることとなった。

この報告書は、中国におけるニセモノの実態について被害規模やその態様などを具体的に紹介するとともに、制度上の問題点を分析した上で対応策や改善

策も提言している。

CACC(China Anti-Counterfeiting Coalition)の現在の構成メンバーは Adidas, American Standard, Anheuser-Busch, BAT, Bestfoods, Bosch, Caterpillar, Coca-Cola, Colgate-Palmolive, DaimlerChrysler, Dell, Dow Corning, Epson, Energizer, Gillette, GlaxoWellcome, Henkel, Johnson & Johnson, L'Oreal, Mars, Kimberly-Clark, Louis Vuitton, Nike, Philips, Philip Morris, Procter & Gamble, Reebok, S.C. Johnson, Unilever, Westvaco, Yamaha の有名企業 31 社である (2000.4.4)。現在、日系企業で加盟しているのはヤマハ発動機とエプソンの 2 社であるが、CACC ではより多くの日系企業への参加を呼びかけている。

4 . ソフトウェアの低価格化によるニセモノ対策

最近中国では、ニセモノのソフトウェアに対抗するために、真製品の価格を低下させる動きがあるが、ついに 10 元 (約 130 円) 以下のソフトウェアが登場した。

中国を始め途上国でソフトウェアのニセモノが横行する原因として、基本的に真正品が高すぎて買えないことが指摘されていた。中国では一般人が購入できるソフトの価格は 30 元程度といわれており、巷では「買えないものは買わない、買いたいものは買えない」(正規版のソフトは高いため一般消費者には手が出ない、偶に高くても買いたい消費者がいても正規ソフトの販売店が見あたらない)と言われていた。

ところが昨年 10 月、中国の大手ソフトメーカー「金山公司」がそれまで 168 円で販売していたソフト「金山詞霸」及び「金山快訳 2000」の 2 種類を 28 円で販売するという大幅値下げを断行した。それまで「金山詞霸」のユーザーは 500 万人以上といわれてきたが、実際に金山が販売したのは 6 万セットで全体の 2% に満たなかったが、この値下げにより、金山は販売 3 日目で 21 万セット、2 週間で 60 万セットを売り上げ、100 日以内に 100 万セットの売上げを見込んでいるとのことである。

このような動きに触発されて、昨年末頃から正規品値下げの動きがあり、ついに 10 元以下のソフトの登場となった。これまでもソフトウェアでは新製品の価格と供給不足がニセモノ発生の土壌であると指摘されていたことは上述の通りであるが、価格面でのニセモノ対策が実際に講じられたのは、上記金山公司の例が初めてのようである。

中国の都市部住民の購買力は数年前からは飛躍的に向上しており、多少価格差があっても確実に新製品と解れば本物を求める動きがある。しかし、実際には新製品の供給が不足していたり、新製品とニセモノの区別が解りにくくなっていることから、消費者はニセモノを買わざるを得ない事態が生じている。更に、外国でヒットしている商品について、本家が中国で販売しないうちにニセモノ業者が販売を開始すると行ったケースも発生している。このようなケースでは真製品を求める消費者にタイムリーに十分供給することでニセモノの被害を大幅に減じることが可能と考えられる。

これまでは各社ともニセモノ対策といえば、製造業者、販売業者の摘発が中

心であった。このような手法を継続することも当然必要であるが、今後は、取締の他に、上記のようなマーケットメカニズムからの価格戦略、供給量とその時期、流通チャネルの改善、さらには二セモノを複製し難くするための設計・製造技術の検討など全社的な検討が必要になると考えられる。

合法ソフトの小売価格、10 元を下回る

<http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/04/06/newfiles/a1330.html>

5 . 渉外専利事務所が増加

国家知識産権局は、専利法実施細則第 1 4 条の規定に基づいて、北京三幸商標専利事務所、北京紀凱知識産権代理有限公司、北京康信知識産権代理有限責任公司、北京集佳商標専利事務所を渉外専利代理機構と認定し、3 月 2 7 日付の公告第 7 2 号で公布した。

6 . 1999 年十大二セモノの取締案件

3 月 2 日の「北京法制報」の報道によれば、国家工商行政管理局は 1 9 9 9 年の二セモノ取締十大案件をマスコミに公表した。概要は以下の通りであり、中国でも大変な評判となっている「ポケモン」グッズも案件の一つに数えられている。

「ポケモン」の二セモノ事件

(内容：広東省奥ディ玩具実業有限公司は 1200 万元を投資して、「ピカチュウ」「ポケモン」等の玩具を生産した。玩具が市場に出るやいなや二セモノが市場で出回った。二セモノは粗悪品が多く、子供の健康と安全を脅かす。去年三月、北京市工商局は西城区の某小商品市場等を検査し、二セモノ 1 万個以上を押収した。また、広東、上海、浙江省でも、「ポケモン」の二セモノを大量に押収した。)

「紅獅塗料」の二セモノ事件

「CD」の二セモノ事件

「ワハハ」飲料水の二セモノ事件

「南ふ」電池の二セモノ事件

「紅星二鍋頭」(白酒)の二セモノ事件

「松本電工」のスイッチの二セモノ事件

「鋼花」の電気炉の部品

「弗化ナトリウム練り歯磨き」二セモノ事件

「大橋」アーク溶接用の部品の二セモノ事件

7 . 人民日報 H P (日本語版より)

人民日報の H P (日本語版)では、最近知的財産関係の関係記事が頻繁に掲載されるようになりました。最近掲載された主なものをご紹介します。

反盗版連盟設立

3月23日の人民日報の報道によれば、国家版權局の于友先局長は中国著作権工作會議で22日、中国は近いうちに全国反盜版連盟を設立し、海賊版に対する取締りを強化する考えを明らかにしたとのこと。

<http://web3.peopledaily.com.cn/j/2000/03/23/newfiles/a1230.html>

音楽・映像製品市場の整理、明らかな効果

<http://web1.peopledaily.com.cn/j/2000/03/30/newfiles/a1320.html>

中国ハイテク人材、知的財産権に対し保護意識薄弱

<http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/04/04/newfiles/a1180.html>

中関村科学技術成果財産権取引センター、5月にオープン

<http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/04/04/newfiles/a1240.html>

「中国ベンチャーとインターネット電子商取引国際シンポジウム」北京で開催

<http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/04/04/newfiles/a1100.html>

7. セミナーのお知らせ

(1) 中国商標セミナー (発明協会)

発明協会アジア太平洋工業所有権センターでは、5月18日(木)に中国商標局から Mr. Lu Yangang、Mr. Gong Jianzhong の2名を招聘して中国商標セミナーを開催する予定である。今回のセミナーで講師を務める商標局案件指導処の処長 Mr. Lu Yangang は、商標権侵害問題の責任者であり、中国の商標専用権の保護について講演を行う。また、もう一方の講師である商標局審査二処の処長 Mr. Gong Jianzhong は、商標の登録申請手続きやその基準について講演を行う予定である。

(問い合わせ先: 発明協会 アジア太平洋工業所有権センター、TEL: 03-3503-3027、FAX: 03-3503-3239)

(2) ニセモノ対策セミナー (JETRO 上海)

JETRO 上海では、5月31日(水)午後2時より、上海市上海国際貿易中心において「ニセモノ対策セミナー」を開催する予定である。

今回の講師は、上海市を拠点に活動しているジレットのニセモノ対策担当者 Mr. Philip Yang と住友化学上海の津田総経理で、それぞれの企業におけるニセモノ流通の実態と対策を実例を示しながら講演していただく予定。

(問い合わせ先: ジェトロ 上海センター 水田(みずた) 〒200336 上海市延安西路2200号上海国際貿易中心21階、TEL 021-6270-0489、FAX 021-6270-0499。申込締切: 5月24日)

China IP News Letter =====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

配布の停止、追加等は

http://clickincome.net/mg_lt/mag/m00002317.html

ご意見・ご質問・ご感想等は、

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,seki@public.east.cn.net

韓 艶梅,pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 2000 Kazuo Seki, all rights reserved
